



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)

1月 30日

第 686 号

金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則

※滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課) 1

○ 告 示

解除予定保安林(森林保全課) 2

救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院(医療政策課) 2

道路区域の変更(道路保全課) 2

道路の供用開始(道路保全課) 3

○ 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課) 3

所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告(農政課) 3

一般競争入札の公告(道路保全課) 4

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告(湖東) 6

○ 人 事 委 員 会 規 则

※職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 6

○ 病 院 事 業 庁 告 示

入札参加者に必要な資格等 7

規 則

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月30日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第1号

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則

滋賀県事務委任規則(昭和55年滋賀県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第13条田園振興課関係の項第6号中「第18条第16項および第17項」を「第18条第18項および第19項」に改め、同項第8号中「第29条の3第1項」を「第29条の4第1項」に改め、同項第11号中「第36条第8項および第9項」を「第36条第9項」に、「員外受益者」を「特定受益者」に改め、「および市町長の意見聴取」を削り、同項第20号中「同法第2項」を「同条第2項」に改め、同項中第52号を削り、第51号を第53号とし、第47号から第50号までを2号ずつ繰り下げ、同項第46号中「第125条の2」を「第125条」に改め、同号を同項第48号とし、同項中第45号を第47号とし、第27号から第44号までを2号ずつ繰り下げ、同項第26号中「第68条第2項」を「第68条第4項」に、「第18条第16項および第17項」を「第18条第18項および第19項」に改め、同号を同項第28号とし、同項中第25号を第27号とし、第24号の次に次の2号を加える。

- (25) 同法第57条の11第1項および第57条の12第2項の規定による連携管理保全計画の認可および公告
- (26) 同法第57条の13において準用する同法第57条の11第1項および第57条の12第2項の規定による連携管理保全計画の変更の認可および公告

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次の保安林を解除予定保安林にする。

令和8年1月30日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 解除予定保安林の所在場所 草津市南笠町字風呂海道924-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および草津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第53号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和8年1月30日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

医療機関の名称	開設者	所 在 地	認定期限
大津赤十字病院	日本赤十字社	大津市長等一丁目1-35	令和11.1.31
社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会	栗東市大橋二丁目4番1号	令和11.1.31
社会福祉法人恩賜財団済生会守山市民病院	守山市	守山市守山四丁目14番1号	令和11.1.31
公益財団法人豊郷病院	公益財団法人豊郷病院	犬上郡豊郷町八目12番地	令和11.1.31
医療法人恭昭会彦根中央病院	医療法人恭昭会	彦根市西今町421番地	令和11.1.31
長浜赤十字病院	日本赤十字社	長浜市宮前町14番7号	令和11.1.31
長浜市立湖北病院	長浜市	長浜市木之本町黒田1221番地	令和11.1.31
高島市民病院	高島市	高島市勝野1667	令和11.1.31

滋賀県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和8年1月30日から令和8年2月13日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
		犬上郡多賀町大字敏満寺字南裏772番26地先から	変更後	最 小 7.9m	343.5m	旧道区間の多賀町への移管 (令和8.4.1)に伴う道路区域の変更 なお、現道の
		犬上郡多賀町大字敏満寺字南裏803番3地先まで		最 大 59.1m		
		犬上郡多賀町大字敏満寺字南		最 小		

県道 佐目敏満寺線	裏772番26地先から 犬上郡多賀町大字敏満寺字大門820番9地先まで	変更前	5.5m (最大 12.1m	335.0m	供用は従前のとおり
	犬上郡多賀町大字敏満寺字南裏772番26地先から 犬上郡多賀町大字敏満寺字南裏803番3地先まで		最小 7.9m (最大 59.1m	343.5m	

滋賀県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月30日から令和8年2月13日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
佐目敏満寺線	犬上郡多賀町大字敏満寺字南裏772番26地先から 犬上郡多賀町大字敏満寺字南裏803番3地先まで	令和8.1.31 15時	L=328.8m

公 告**大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和8年1月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂新能登川店 東近江市垣見町1515番地
- 2 意見の概要 東近江市からの意見
 - (1) 届出地はバスの運行ルート近傍であり、駐車場レイアウト整備等に伴う工事車両の進入路に保安員を設置するなどしてバス運行の妨げにならないように十分な注意を払うこと。
 - (2) 工事および事業活動に起因する騒音、振動、水質汚濁、粉塵、電波障害、その他の苦情が出た場合は、事業者の責任において速やかに対応の上、解決すること。
 - (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）および振動規制法（昭和51年法律第64号）に定める特定建設作業に該当する場合は、作業開始7日前までに届け出ること。
 - (4) 資材置場の運用について、土壤汚染を起こさぬよう十分注意すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号
 - (2) 縦覧期間 令和8年1月30日から令和8年3月2日まで

所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年1月30日

滋賀県知事 三日月 大造

1 農地の所在等

- (1) 所在および地番 野洲市堤字三間2677番および野洲市堤字三間2677番1
- (2) 地目 畑
- (3) 面積 86m²および171m²

2 利用権の内容等

- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和8年3月1日
- (3) 存続期間 10年2か月
- (4) 借賃に相当する補償金の額 20円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 岸田英嗣 大津市松本一丁目2番20号

4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。

5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付 農地の所有者等は大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年1月30日

滋賀県知事 三日月 大造

1 農地の所在等

- (1) 所在および地番 野洲市吉川字琵琶5337番
- (2) 地目 畑
- (3) 面積 143m²

2 利用権の内容等

- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和8年3月1日
- (3) 存続期間 5年2か月
- (4) 借賃に相当する補償金の額 5円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 岸田英嗣 大津市松本一丁目2番20号

4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。

5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付 農地の所有者等は大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

一般競争入札の公告

令和7年度における除雪グレーダ(3.7m級)の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年1月30日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 除雪グレーダ(3.7m級) 1台
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年12月25日(金)
- (4) 納入場所 滋賀県湖東土木事務所雪寒基地 犬上郡甲良町北落

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
(4) 入札参加者に必要な資格等（令和7年滋賀県告示第20号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類：物品 中分類：土木・建築機械および資材
大分類：物品 中分類：車両

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314）において、資格審査の申請を行うこと。もっとも、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県土木交通部道路整備課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4131
(2) 契約条項を示す期間 令和8年1月30日(金)から令和8年3月10日(火)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から16時まで
(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
(4) 入札説明会 行わない。
(5) 入札書の提出方法 滋賀県物品・役務電子調達システム上、持参および郵便とする。
(6) 入札書の受領期限 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用する場合は、令和8年3月10日(火)10時までに入札書を提出すること。持参の場合は、令和8年3月10日(火)10時までに滋賀県土木交通部道路整備課へ持参すること。郵便の場合は、書留郵便（一般書留または簡易書留）により令和8年3月10日(火)10時までに滋賀県土木交通部道路整備課へ必着させること。なお、持参または郵便により入札書を提出する場合は、封書に入れ密封し、かつ、その表面に「入札書」と朱書きし、氏名（法人の場合はその名称または商号）および案件名を併記しなければならない。
(7) 開札の日時および場所 令和8年3月10日(火)14時 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県土木交通部道路整備課

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号）の規定によるものとする。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を

登録された代理人に限る。

- (2) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、封印した入札書を4(6)に示す受領期限までに提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書および仕様書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Buying Motor Grader (3.7m class), 1 Car
- (2) Deadline for tender : 10:00, March 10, 2026
- (3) For further information, contact : Road Management Division, Department of Public works and Transportation, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4131

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、犬上川沿岸土地改良区の定款の変更は、令和8年1月21日に認可した。

令和8年1月30日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉永富彦

人事委員会規則

職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月30日

滋賀県人事委員会委員長 尾賀康裕

滋賀県人事委員会規則第2号

職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給料の調整額に関する規則(昭和54年滋賀県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第2カ高等学校等教育職給料表の表4級の項を次のように改める。

4級	13,100円 (学校職員条例別表第1の注3に定める職員にあつては、13,300円)
----	---

別表第2キ小学校および中学校等教育職給料表の表4級の項を次のように改める。

4級	12,700円 (学校職員条例別表第2の注3に定める職員にあつては、12,900円)
----	---

別表第3カ高等学校等教育職給料表の表4級の項を次のように改める。

4級	12,500円 (学校職員条例別表第1の注3に定める職員にあつては、12,600円)
----	---

別表第3キ小学校および中学校等教育職給料表の表4級の項を次のように改める。

4級	12,200円 (学校職員条例別表第2の注3に定める職員にあつては、12,300円)
----	---

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員等の給料の調整額に関する規則の規定は、令和8年1月1日から適用する。

病院事業庁告示

滋賀県病院事業庁告示第1号

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（建設工事その他病院事業庁長が別に定めるものに係る契約を除く。以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札または指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

なお、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に基づく競争入札参加資格を有している者は、この告示による特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和8年1月30日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆義

1 申請できる業種 物品の製造、販売および賃貸ならびに役務の提供

2 申請書類および配布時期

(1) 申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、登記事項証明書（申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。）またはその写し

ウ 都道府県税全てに未納がないことを証する納税証明書（申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。）またはその写し

エ 消費税に未納がないことを証する納税証明書（申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。）またはその写し

オ 法人にあっては財務諸表、個人にあっては所得税の確定申告書の写し

カ 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類またはその写し（許可、認可等を必要とする業種に限る。）

キ 営業所等の長に滋賀県病院事業庁との取引を委任する者にあっては、営業所（または営業部署）情報登録表

ク 営業所等の長に滋賀県病院事業庁との取引を委任する者にあっては、その委任状

ケ 役員等に関する調書

コ 希望営業種目選択表

サ 環境認証・その他の事項に関する調書

シ 社会保険等加入状況報告書

ス その他資格審査に当たって病院事業庁長が特に必要と認めるもの

(2) 配布時期 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで（滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から正午までおよび13時から17時までとする。

3 申請書類の受付期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで（休日を除く。）の9時から正午までおよび13時から17時までとする。

4 申請書類の配布および受付場所 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5299

5 申請書類の送付方法 受付場所への持参または郵送による送付および電子情報処理組織による送付

6 申請書類に使用する言語 日本語

7 入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当する者

(2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれかに該当する者

8 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 売上高

(2) 経営規模

ア 自己資本

イ 従業員数

(3) 経営状況

ア 流動比率

イ 営業年数

9 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者は、競争入札参加資格者名簿に登録する。

10 資格の有効期限 資格を有すると認めた日が令和8年4月1日から令和8年9月30日までの日のときは有効期間を令和8年9月30日までとし、資格を有すると認めた日が令和8年10月1日から令和9年3月31日までの日のときは有効期間を令和10年9月30日までとする。